

重要事項説明書

ご利用者様： _____ 様

株式会社ケアホームなかお
事業者：ヘルパーステーション真心

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

事業所名	ヘルパーステーション真心
指定番号	0871100889
所在地	茨城県常総市中妻町 1023 番地 2
連絡先	電話番号：0297-23-3011 FAX 番号：0297-23-3021
実施地域	常総市・下妻市
管理者	落合 真都香（おちあい まどか）

3. 事業所の従業者体制

管理者	1 名以上
サービス提供責任者	2 名以上
訪問介護員	常勤換算 2.5 名以上

4. サービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日 (但、1月1日2日3日はお休みさせていただきます。)
営業時間	午前 8 時半から午後 5 時半

5. サービス提供の方法

- ① 利用の相談を受け、サービス提供責任者がご自宅に訪問し、利用者及び介護者と面談をします。そこで生活状況や心身の状況確認をします。
- ② サービス利用するにあたり、重要事項の説明をして契約をします。
- ③ 利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。「訪問介護計画」の同意を得てサービスを開始します。
- ④ 「居宅サービス計画」「訪問介護計画」に基づき、担当のヘルパーがサービスの提供をします。
- ⑤ サービス利用後も、常に生活状況や心身の状況を把握し、訪問介護計画の評価・見直しをします。

6. サービス提供期間と終了

(1) サービスの提供期間

契約締結日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れがない場合、同じ条件で更新されるものとします。

(2) サービスの終了

次の事由に該当した場合は、サービスを終了とします。

- ① 利用者様の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき。
- ② 利用者様が病院や介護保険施設等に入院入所し自宅に戻る予定が無いとき。
- ③ 利用者様が死亡したとき。
- ④ 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき。

7. サービスの内容

(1) 身体介護

① 食事介助

配膳から下膳まで含め食事の介助、見守りを行います。

② 入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身、洗髪等を行います。

③ 排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④ 清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。また状況により足浴や手浴を行います。

⑤ 体位交換

褥瘡の防止のために、体位交換を行う際の介助を行います。

⑥ 着脱介助

できる事はご本人に行ってもらおうよう配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。

⑦ 整容介助

整髪、洗面、歯磨き等の介助を行います。

⑧ 外出介助

身体状況により必要な介助を行い（歩行見守り・歩行介助・車椅子介助など）食品・日用品の買い物同行、通院時（院内以外）の外出介助を行います。

⑨ 自立生活支援のための見守りの支援

自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等で、具体的には一緒に調理や掃除等の家事を行います。

(2) 生活援助

① 買物

日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。
買物に伴う金銭管理には十分に注意し、確認を得ながら行います。
利用者様宅から買い物に出かけるのが原則です。

② 調理

食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。

③ 掃除

利用者様が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、ふろ場等の掃除、整理整頓等を行います。

④ 洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕などを行います。

(3) その他のサービス

介護相談 等

8. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

■介護報酬告示額

(1) 基本料金

1 単位 = 10.21 円

身体介護の場合	単位数 (利用者負担金)
20 分未満	163 単位 (およそ 166 円)
20 分以上 30 分未満	244 単位 (およそ 250 円)
30 分以上 60 分未満	387 単位 (およそ 396 円)
60 分以上 (30 分を増すごとに加算)	567 単位 (およそ 579 円) 82 単位 (およそ 84 円)
生活援助の場合	単位数 (利用者負担金)
20 分以上 45 分未満	179 単位 (およそ 183 円)
45 分以上	220 単位 (およそ 225 円)

要支援の場合

1 単位 = 10.21 円

サービス内容	単位数 (利用者負担金)
訪問型独自サービス 11 (週 1 回程度)	1176 単位 (およそ 1,201 円)
訪問型独自サービス 12 (週 2 回程度)	2349 単位 (およそ 2,399 円)
訪問型独自サービス 13 (週 2 回以上)	3727 単位 (およそ 3,806 円)

※上記料金表に記載している金額は、1 割負担の場合です。

※サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として利用者負担金に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

(2) 加算料金

夜間加算・早朝加算	所定の単位数に 25% 乗じた単位数
深夜加算	所定の単位数に 50% 乗じた単位数
初回加算	200 単位/月
緊急時訪問加算	100 単位/回
介護職員処遇改善加算 I	所定の単位数に 13.7% 乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算 II	所定の単位数に 4.2% 乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等加算	所定の単位数に 2.4% 乗じた単位数

*介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の 1 割～3 割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

やむを得ない事情で、かつ、利用者又はその家族の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

■その他費用

(1) 交通費

通常の事業実施地域を越えた地点から訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

(2) キャンセル料

ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の 12 時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の 10%
ご利用の 12 時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 25%
ご連絡なく訪問した場合	全額

9. 利用者負担金の支払い

事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月 10 日ごろに利用者様に請求します。利用者負担金は、翌月次の方法でお支払いいただきます。

- ① ご指定のご口座からお引落
- ② 現金によるお支払い

10. サービスの利用にあたっての留意事項

- ① 利用者様又はご家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご連絡ください。
- ② 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりは致しません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③ 利用者様と従業員の間での金銭の貸し借りは致しません。買い物代行支援の際は、買い物代金をお預かりしてからとなります。
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

11. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成します。

また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市区町村等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

*緊急の場合は下記の連絡先に連絡をとります。

主治医	医療機関名	
	主治医名	
	連絡先	
緊急時	希望医療機関	
ご家族	氏名（続柄）	（続柄）
	連絡先	
居宅支援事業所	ケアマネージャー	
	連絡先	

14. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれからの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

15. 身体拘束の禁止

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 虐待防止に関する対策

虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止に関するマニュアルを作成し、従業者教育を行います。

17. 感染症の予防及び蔓延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。

発生時の対応についてはマニュアルを作成し、研修および訓練を行います。

18. 苦情相談

① 当社相談・苦情担当

担当者：落合 真都香

電話：0297-23-3011

② 苦情解決責任者

株式会社ケアホームなかお

代表取締役 中尾 一郎

③ 市町村窓口

常総市役所 幸せ長寿課 0297-23-2111

下妻市役所 介護保険課 0296-43-2111

④ 公的団体の窓口

茨城県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情相談窓口 029-301-1565

19. 損害賠償について

サービス提供時において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務の違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、利用者のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

20. 第三者評価の有無

無

附則

この重要事項説明書は、令和4年 7月14日に作成し、
令和5年10月15日に変更（料金記載内容、第三者評価有無の記載）、
令和6年 4月 1日に変更（単位数変更）、
にて施行する。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明交付しました。

(事業者)

所在地 茨城県常総市中妻町1023番地2
設置者 株式会社ケアホームなかお
代表取締役 中尾 一郎 (印)
事業所名 ヘルパーステーション真心
(指定番号 0871100889)
説明者 落合 真都香

私は、本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

(利用者)

住所

氏名 (印)

(利用者代理人)

住所

氏名 (印) (続柄)